

令和7年度「教師不足」に関する実態調査

令和8年3月5日

調査の概要

<調査概要>

- ・ 臨時的任用教員等の確保ができず、学校へ配置する教師の数に欠員が生じる「教師不足」に関して、年度当初における全国的な実態を把握するため、実態調査を実施。

<調査対象・調査時点>

- ・ 67都道府県・指定都市教育委員会及び大阪府豊能地区教職員人事協議会（計68）
- ・ 公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校
- ・ 令和7年度**始業日**時点 及び 令和7年**5月1日**時点 の2時点

※小学校は、義務教育学校前期課程を含む。

※中学校は、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

※高等学校は、中等教育学校後期課程を含む。

※特別支援学校は、専攻科・別科を除く。

<本調査における「教師不足」の定義>

- ・ **実際に学校に配置されている教師の数**が、**各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数（配当数）**を満たしておらず、欠員が生じる状態。
- ・ 配当数は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数ではなく、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数。したがって、**都道府県・指定都市等の教育委員会が独自で置く定数を含む**が、域内の市町村教育委員会が独自で置く定数は含まない。
- ・ 本調査における「教師不足」は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数の標準に対する教師の配置状況を指すものではない。また、各学校への配当数は、任命権者である各都道府県・指定都市等の権限と責任において決定されるものである。

<本調査における教師の定義（対象）>

- ・ 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師
- ・ 正規教員、臨時的任用教員、非常勤講師・会計年度任用職員、再任用教員（フルタイム・短時間）をすべて含む。
- ・ 産休・育休者等を除き、産休・育休者等の代替者を加えている。

※養護教諭等、栄養教諭等は対象から除いている。

結果の概要 (1/2)

- 5月1日時点で、学校に配当されている教員定数に対する「**教師不足**」の割合（**不足率**）は、**全体で0.45%（3,827人）**。
 - ▶ 小学校0.44%（1,699人）、中学校0.47%（1,031人）、高等学校0.33%（508人）、特別支援学校0.71%（589人）
- なお、義務標準法に基づく公立小中学校の教員定数分については、充足している（充足率は全国平均で100.9%）。

「教師不足」の状況（5月1日時点）

学校種	学校に配置されている教師の数 (A)	学校に配当されている定数 (B)	不足 (C)	不足率 (C/B)
小学校	382,882	384,581	1,699	0.44%
中学校	217,957	218,988	1,031	0.47%
小中学校合計	600,839	603,569	2,730	0.45%
高等学校	154,848	155,356	508	0.33%
特別支援学校	82,320	82,909	589	0.71%
合計	838,007	841,834	3,827	0.45%

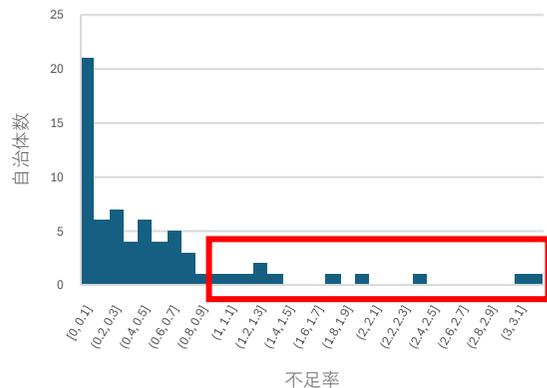
(参考) 令和3年度5月1日時点

A'	B'	C'	C'/B'
379,598	380,198	979	0.26%
218,504	219,123	722	0.33%
598,102	599,321	1,701	0.28%
159,688	159,837	159	0.10%
78,474	78,632	205	0.26%
836,264	837,790	2,065	0.25%

- 不足の状況は、自治体によってばらつきがあり、**不足数の多い自治体が全体を押し上げている傾向にある。**
- 全体の不足率について、令和3年度と比較すると、**23自治体において改善し、43自治体において悪化した。**
 - ▶ 小学校：改善23／悪化42、中学校：改善28／悪化34、高等学校：改善14／悪化36、特別支援学校：改善19／悪化37
- 不足が発生していない自治体は8。
 - ▶ 小学校9、中学校16、高等学校25、特別支援学校18。

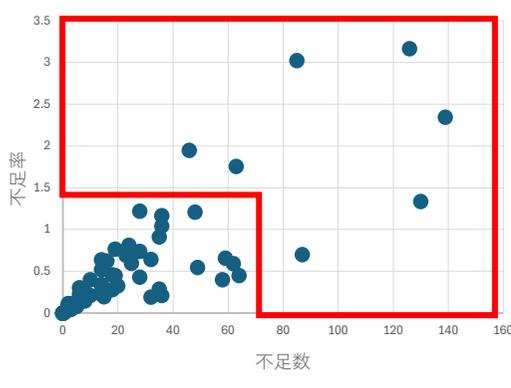
各校種における不足率の分布（5月1日時点）

<小学校>

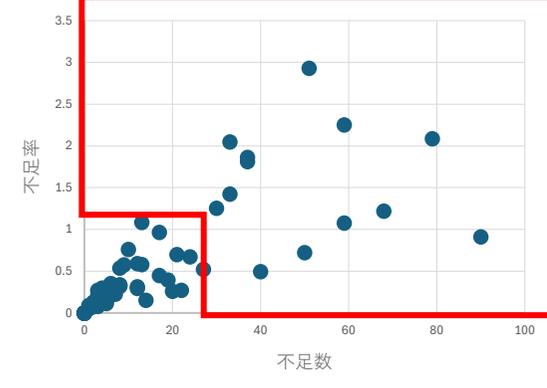
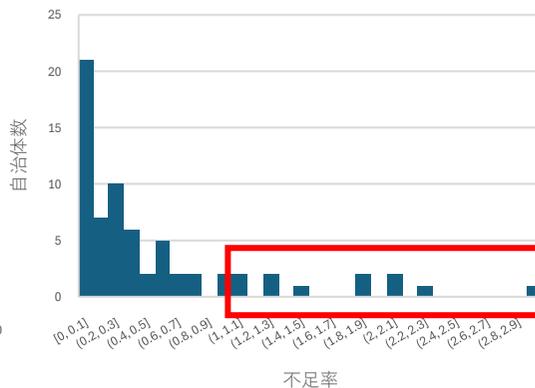


平均：0.51% 中央値：0.30% 標準偏差：0.66

<中学校>



平均：0.49% 中央値：0.27% 標準偏差：0.64



結果の概要 (2/2)

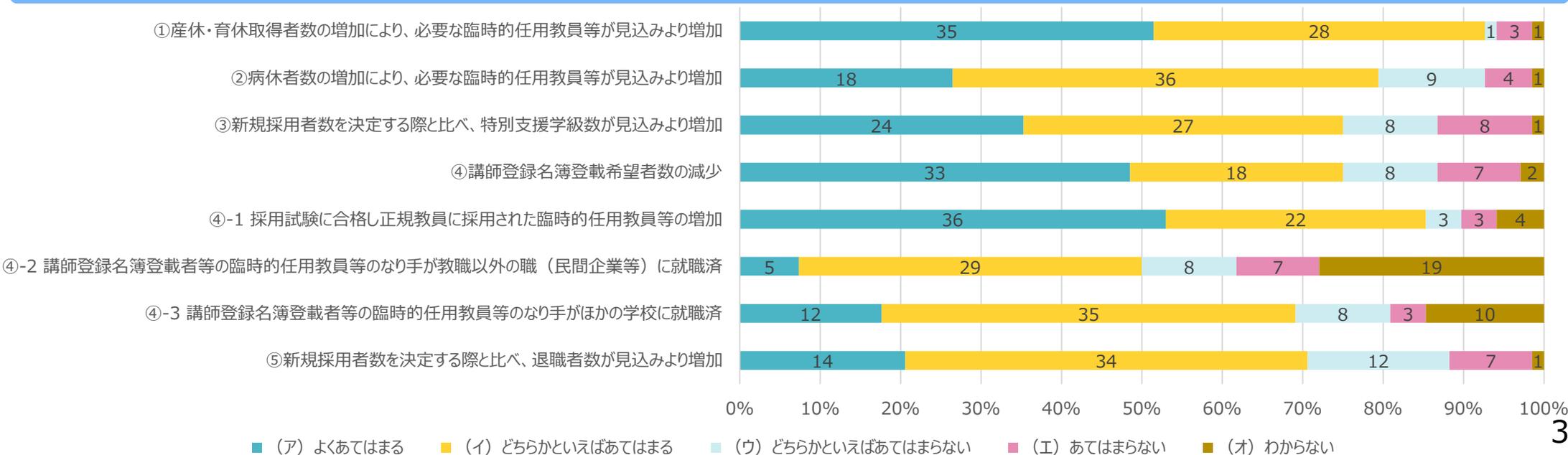
5月1日時点での小学校の学級担任の代替状況については、以下の通り。

	小学校の学級担任の総数	学級担任の代替者	指導方法工夫改善などの指導体制の充実のために配置を予定していた教員	児童生徒支援などの運営体制の充実のために配置を予定していた教員	主幹教諭・指導教諭・教務主任	校長・副校長・教頭	その他	左記が生じている学校数
小学校の学級担任不足	269,019 R3 : 268,201	1,086 (0.40%)	299	137	417	116	117	770
(うち特別支援学級)	59,694 R3 : 51,416	319 (0.53%)	85	47	127	28	32	276

学校に当該教科の教師がいないために当該教科の必要な授業を行えていない「教科担任不足」が発生している学校もある。教育委員会からの聞き取りによれば、5月中にはおおむね解消、遅くとも9月1日にはすべて解消している。

中学校 : 計12校 (美術3校、技術7校、家庭2校)
 高等学校 : 計 3校 (家庭2校、情報1校)

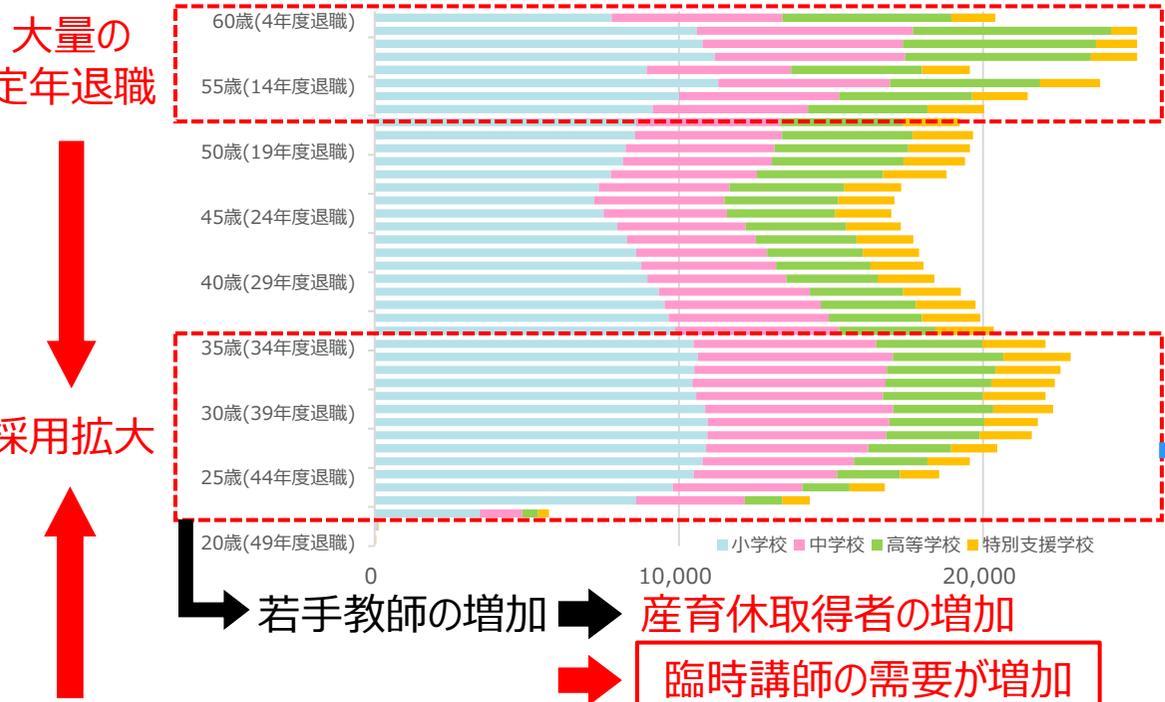
「教師不足」の要因に対する教育委員会の認識について、主な回答は以下のとおり。



「教師不足」の要因について

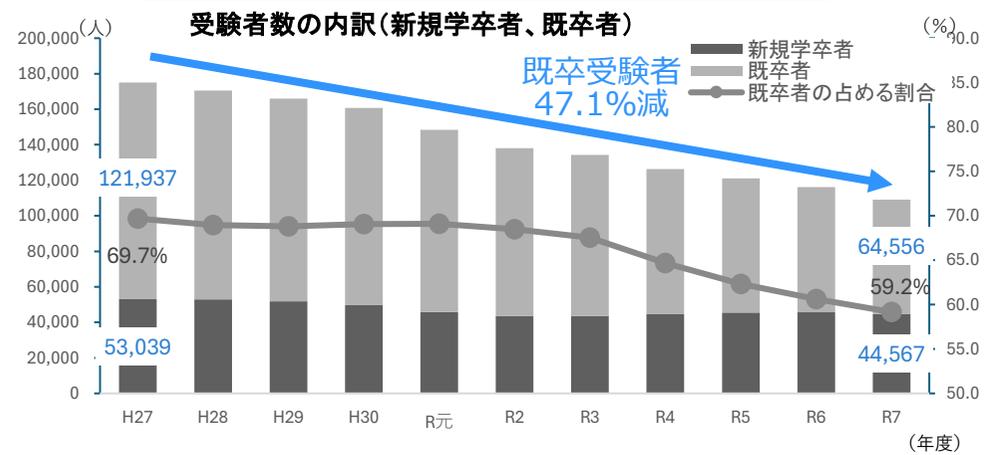
- 教師の年齢構成に起因する近年の**大量退職等に伴う採用の拡大**により、**若手教師が増加し、産育休取得者が増加**しているため、臨時講師の需要が増加。また、**特別支援学級の増加**や教育環境の変化に合わせた指導体制の充実等の結果、全体として教師の需要が増加。
- 一方、採用拡大による正規採用が進んだことで、**従来臨時講師を担ってきた既卒受験者が減少**。また、地域によっては**民間企業との競争**の下で、臨時講師を含む教師のなり手が減少。

○公立学校年齢別教員数（令和4年度 学校教員統計調査より）



採用拡大に伴い、従来の再チャレンジ層が正規教員として採用
地域によっては、民間企業との競争の下、既卒者を中心に民間企業へ流出

臨時講師を含む教師のなり手が減少

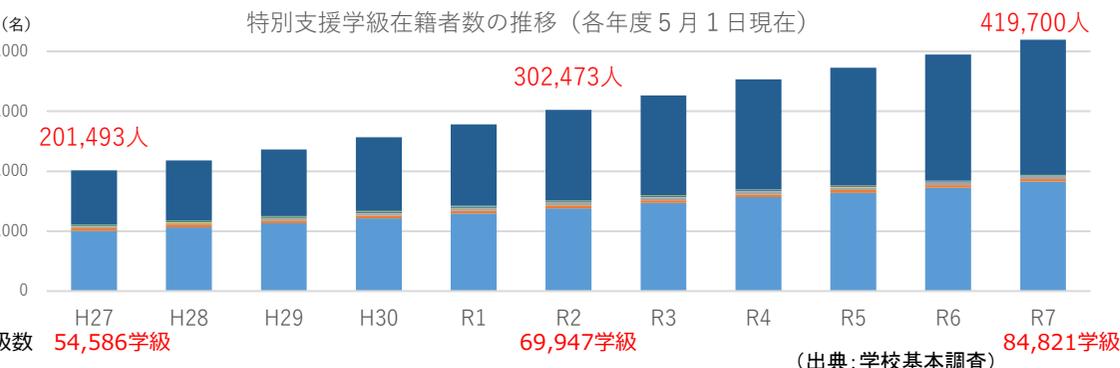


	H26	R元	R6
大学卒業生数	564,035	573,947	584,304
大学における免許状取得者数	72,825	67,130	65,904

(出典) 学校基本調査、教員免許状取得状況調査
※大学院・短大等は含まない。

特別支援学級の増加や、教育環境の変化に合わせた指導体制の充実等

臨時講師を含む教師の需要が増加



○大学で教員免許取得を目的とした教職科目の履修をしなかった理由（抜粋）
（なりたい職業として「学校の先生」と回答した者に関する集計）

- ✓ 教育実習の科目などまとまった期間の確保が難しいと思ったから : 24.2%
- ✓ 必要な単位数が多くすべての単位取得が困難であると思ったから : 29.9%
- ✓ 民間企業等、教職以外の職業への志望度合いの方が高かったから : 55.9%
- ✓ 学校関係者から得た情報で職場環境や勤務実態に不安を持ったから : 21.8%
- ✓ 報道で得た情報で職場環境や勤務実態に不安を持ったから : 21.2%

(出典) 浜銀総合研究所「教職課程を置く大学等に所属する学生の教職への志望動向に関する調査」
(令和4年3月)

要因を踏まえた「教師不足」対応について

- 教師全体の需要が増加していることを踏まえ、**多くの質の高い教師志願者を確保**することが極めて重要であり、学校における働き方改革の更なる推進、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実等の環境整備をはじめとした取組を促進。
- また、臨時講師を含めた教師の不足や特に教師の確保が難しい教科へ対応するため、**多様な分野からの人材獲得を促進**。
- 加えて、今回の調査を通じて、**教師不足の要因には地域差がある**ことが明らかになっており、個別の事情に寄り添った支援が不可欠。文部科学省としても、**特に教師不足が厳しい自治体に伴走支援を行う**。

① 質の高い教師志願者を確保する

- 学校における働き方改革の更なる推進、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援等の環境整備
- 年度途中の産育休代替者に対応する政令改正の周知徹底等を通じた**正規教員採用の更なる促進**
- 校種・教科ごとの教師の需給について、**複数の教育委員会と教員養成大学が意見交換する場の設定**
- 教職の魅力に関する**全国的な広報** 等

② 多様な分野から人を呼び込む

- 地域教員希望枠**を活用した教員養成大学・学部の機能強化により、**現場ニーズに対応した質の高い教師を継続的・安定的に確保**
- 特別免許状等の活用や首長部局との連携による、**高度人材の更なる活用に必要な方策の検討**（新たな課程での免許取得、首長部局や企業に在籍しながらの教師としての勤務等）
- 経験豊富な**退職教員等の更なる活躍の場の創出**
- 教員資格認定試験の在り方**についての検討
- 教職課程認定基準の改正等により、**現状教職課程を設置できていない学部等での教職課程の設置を促進** 等

③ 特に教師不足が深刻な自治体に伴走する

- 上記取組も含め、特に教師不足が厳しい自治体の教育委員会に、**文部科学省担当職員が伴走支援し、教師不足の要因分析や要因への包括的な対応を支援**

【伴走支援の例】

教員免許保有者の派遣システム（人材バンク）の構築

教師のなり手確保、退職教員の活躍の場の創出、県域を越えた教員養成大学との連携強化の後押し 等

要因の例

- 人口動態の変化
- 特別支援学級の大幅な増加
- 教師の年齢構成の偏り、退職教員の増加
- 特定科目における教師数の不足
- 教師の長時間勤務の状況
- 等

教師不足の解消・教育環境の充実

「教師不足」への対応① 教師志願者を確保する

教師を取り巻く環境を整備し、教職の魅力を向上

- 義務標準法改正により、中学校35人学級を実現
- 教職調整額の10%までの段階的な引上げを確実に実施
- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、「学校と教師の3分類」を踏まえた業務の見直しや適正化の徹底
- 教師の業務を補助する支援スタッフの配置充実
- 日本版「サプライティーチャー」制度等の柔軟な任用形態の実証・展開により、短期間の欠員へ対応
- 教職員の効率的な業務遂行を実現するための校務DXの推進（教職員と児童生徒・保護者間の連絡や学校内での教職員間の情報共有・連絡などの校務におけるクラウドサービス（チャット、Webアンケートフォーム等）の活用等）
- 部活動の地域展開等の全国的な実施
- コミュニティ・スクール制度を通じた地域住民・保護者等による業務支援（見守り活動、コーディネート業務等）の推進
- 臨時的任用職員が常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合の給与について、適切な取扱いを行うよう、周知を徹底

若手教員への支援を充実させ、離職や病休による欠員発生を防止

- 小学校の教科担任制の実施を通じ、若手の授業時数を軽減
- 医師や保健師、臨床心理士等の医療・産業保健面の専門家の活用方策の検証・展開など、教育委員会におけるメンタルヘルス対策を引き続き推進
- 学校管理職マネジメント力強化推進事業や、主務教諭の創設により、組織的な学校運営を促進

正規教員比率を向上し、臨時講師の需要を抑制

- 新たな「定数改善計画」によって、将来的な教職員定数の予見可能性を高め、各自治体の採用・配置を計画的に行いやすくする
- いわゆる限度政令改正により、年度途中で発生する産育休取得者の代替者を、年度当初から正規教員として採用しやすくしているところ、活用状況についてフォローアップを行い、制度の趣旨について周知を徹底
- 年度途中で産育休を取得することが見込まれる教師の代替者を年度当初から前倒しで任用する場合に加配定数を優先的に措置

教職の魅力に関する全国的な広報等

- 教師を目指す学生等への教職の魅力の積極的発信
- 現職以外の免許保有者向けの研修会を全国での実施を促進
- 文部科学省HPにおいて開設している「教育人材総合支援ポータル」について、更なる活用を行うために整備

教員採用選考の工夫・改善を促進

- 採用選考の早期化により、特に民間企業や他の公務員への就職が多い教員養成系以外の学部で多くの学生が免許を取得している中学校・高等学校の新卒受験者を獲得
- 採用選考の複線化により、受験機会を充実
- 民間企業等勤務経験等を加味した特別選考や採用選考受験後に免許取得のための猶予期間を設けた選考等を実施

「教師不足」への対応②③ 多様な分野から人を呼び込む／伴走支援

地域や現場のニーズに対応した質の高い教師を継続的・安定的に確保

- 地域教員希望枠を通じて、大学入学前から採用に至るまでの一貫した取組により、教員養成と採用の連携を強化
- 中長期的な教師需要と供給について議論するため、自治体と教員養成大学との協議の場の設置を促進

教職課程の設置促進

- 教職課程認定基準の改正等により、大学内・大学間連携を活用し、現状教職課程を設置できていない学部等での教職課程の設置を促進
- 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例や、小学校の専科指導優先実施教科に対応した特例の更なる活用を推進

教員資格認定試験の在り方についての検討

- 社会人からの入職経路として、現場で教師が不足している教科を含め、実施教科の拡充を検討
- 教師としての能力向上のための研修受講や履歴の評価、また試験合格後の入職をスムーズにするための現場実習など、様々な専門性を持つ方が教師としての資質を身に付けていけるような試験の在り方についても検討

特別免許状等の更なる活用や柔軟な任用形態の拡大による、民間企業職員や退職教員の活躍

- 大学院における新たな課程での免許取得を可能にすることで、他分野で経験を積んだ高度人材の免許取得を推進
- 首長部局や企業等に在籍しながら教師として勤務する方策等について、企業が従業員を派遣するインセンティブ創出も併せて検討
- 日本版「サプライティーチャー」制度等の柔軟な任用形態の実証・展開により、新たななり手を発掘
- 退職教員について、体力面の負担を考慮した校務分掌の柔軟な配分等の工夫や、若手教員の育成等での活躍の機会を提供し、再任用を促進
- 特別免許状制度について、ニーズに応じて授与権者を見直し

全国規模で新たななり手の発掘

- いくつかの自治体と協力し、移住施策と組み合わせることで新たななり手を発掘する「トラベルティーチャー」モデルの検討

特に教師不足が厳しい自治体の教育委員会への支援

- 文部科学省担当職員が伴走支援し、教師不足の要因分析や要因への包括的な対応を支援
- 首長部局や経済団体等と協力し、首長部局や企業等に在籍しながらの教師入職を促進。そのパイロットケースとして、教員免許を保有する文部科学省職員を教師として派遣を検討。
- 「トラベルティーチャー」モデルを含めた、県内外における人材バンクの創設、活用

自治体別の状況（小学校）

- 5月1日時点の各教育委員会における「教師不足」の状況。
- 小学校の「教師不足」について、不足率は全体で0.44%（1,699人）。学校数で見れば1,292校。

区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考) 義務標準法に 基づく充足率	区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考) 義務標準法に 基づく充足率	区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考) 義務標準法に 基づく充足率
北海道	35	32	0.29%	101.6%	三重県	5	5	0.08%	102.3%	沖縄県	1	1	0.02%	98.2%
青森県	126	73	3.17%	101.2%	滋賀県	3	3	0.06%	99.8%	札幌市	3	2	0.06%	100.6%
岩手県	18	14	0.46%	98.5%	京都府	4	4	0.10%	101.4%	仙台市	0	0	0.00%	105.1%
宮城県	14	14	0.34%	100.4%	大阪府	64	56	0.45%	99.6%	さいたま市	1	1	0.03%	101.6%
秋田県	16	8	0.62%	100.9%	兵庫県	87	63	0.70%	100.9%	千葉市	19	6	0.77%	101.1%
山形県	36	37	1.04%	100.5%	奈良県	25	23	0.60%	99.2%	横浜市	62	53	0.59%	103.6%
福島県	139	72	2.35%	99.9%	和歌山県	2	2	0.06%	101.0%	川崎市	0	0	0.00%	104.1%
茨城県	59	50	0.66%	99.2%	鳥取県	28	9	1.22%	110.3%	相模原市	6	6	0.30%	106.3%
栃木県	14	14	0.23%	99.8%	島根県	85	63	3.02%	101.7%	新潟市	0	0	0.00%	99.5%
群馬県	5	5	0.09%	98.5%	岡山県	3	3	0.07%	102.8%	静岡市	2	2	0.12%	100.1%
埼玉県	32	30	0.19%	100.0%	広島県	8	0	0.15%	99.9%	浜松市	2	0	0.09%	98.7%
千葉県	58	57	0.40%	98.5%	山口県	14	14	0.34%	100.2%	名古屋市	0	0	0.00%	101.6%
東京都	0	0	0.00%	107.1%	徳島県	6	6	0.23%	99.8%	京都市	4	4	0.12%	102.0%
神奈川県	49	25	0.55%	104.1%	香川県	36	34	1.17%	99.0%	大阪市	15	15	0.20%	103.7%
新潟県	32	30	0.64%	99.4%	愛媛県	19	19	0.45%	99.8%	堺市	10	2	0.40%	99.3%
富山県	8	8	0.25%	96.6%	高知県	0	0	0.00%	97.3%	神戸市	0	0	0.00%	104.8%
石川県	63	28	1.75%	99.0%	福岡県	130	116	1.34%	98.8%	岡山市	14	6	0.64%	100.4%
福井県	14	8	0.52%	101.5%	佐賀県	23	23	0.69%	98.3%	広島市	0	0	0.00%	100.5%
山梨県	24	20	0.81%	102.8%	長崎県	10	10	0.21%	97.9%	北九州市	2	1	0.08%	101.0%
長野県	28	26	0.43%	99.6%	熊本県	35	29	0.91%	96.1%	福岡市	0	0	0.00%	101.9%
岐阜県	18	15	0.28%	96.8%	大分県	28	24	0.74%	97.7%	熊本市	46	36	1.95%	95.4%
静岡県	20	20	0.33%	99.0%	宮崎県	48	29	1.21%	98.8%	豊能地区	2	2	0.09%	—
愛知県	36	31	0.21%	101.3%	鹿児島県	3	3	0.04%	99.4%	合計	1,699	1,292	0.44%	100.9%

(注1) 「義務標準法に基づく充足率」は、義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）に基づき算定される小中学校の定数に対する、校長・教諭等の充足率であり、全国平均は100.9%。

(注2) 「不足学校数」は1名以上の不足が発生している学校数を計上している。

自治体別の状況（中学校）

- 5月1日時点の各教育委員会における「教師不足」の状況。
- 中学校の「教師不足」について、不足率は全体で0.47%（1,031人）。学校数で見れば744校。

区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考) 義務標準法に 基づく充足率	区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考) 義務標準法に 基づく充足率	区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考) 義務標準法に 基づく充足率
北海道	20	18	0.26%	101.6%	三重県	3	3	0.09%	102.3%	沖縄県	5	5	0.13%	98.2%
青森県	59	41	2.25%	101.2%	滋賀県	4	4	0.14%	99.8%	札幌市	0	0	0.00%	100.6%
岩手県	3	3	0.12%	98.5%	京都府	8	8	0.33%	101.4%	仙台市	0	0	0.00%	105.1%
宮城県	6	6	0.24%	100.4%	大阪府	40	37	0.50%	99.6%	さいたま市	1	1	0.05%	101.6%
秋田県	0	0	0.00%	100.9%	兵庫県	50	33	0.72%	100.9%	千葉市	0	0	0.00%	101.1%
山形県	12	12	0.59%	100.5%	奈良県	8	8	0.34%	99.2%	横浜市	19	19	0.40%	103.6%
福島県	79	57	2.09%	99.9%	和歌山県	4	2	0.21%	101.0%	川崎市	0	0	0.00%	104.1%
茨城県	59	47	1.08%	99.2%	鳥取県	10	4	0.76%	110.3%	相模原市	3	3	0.27%	106.3%
栃木県	24	22	0.67%	99.8%	島根県	51	24	2.93%	101.7%	新潟市	0	0	0.00%	99.5%
群馬県	0	0	0.00%	98.5%	岡山県	3	3	0.12%	102.8%	静岡市	1	1	0.09%	100.1%
埼玉県	14	13	0.15%	100.0%	広島県	7	0	0.23%	99.9%	浜松市	0	0	0.00%	98.7%
千葉県	22	19	0.27%	98.5%	山口県	8	8	0.32%	100.2%	名古屋市	0	0	0.00%	101.6%
東京都	0	0	0.00%	107.1%	徳島県	8	6	0.54%	99.8%	京都市	0	0	0.00%	102.0%
神奈川県	27	10	0.52%	104.1%	香川県	17	16	0.96%	99.0%	大阪市	5	5	0.12%	103.7%
新潟県	21	19	0.70%	99.4%	愛媛県	2	2	0.08%	99.8%	堺市	3	2	0.21%	99.3%
富山県	6	6	0.35%	96.6%	高知県	0	0	0.00%	97.3%	神戸市	0	0	0.00%	104.8%
石川県	37	19	1.86%	99.0%	福岡県	68	52	1.22%	98.8%	岡山市	0	0	0.00%	100.4%
福井県	9	5	0.58%	101.5%	佐賀県	37	25	1.81%	98.3%	広島市	0	0	0.00%	100.5%
山梨県	33	21	2.05%	102.8%	長崎県	6	6	0.22%	97.9%	北九州市	2	1	0.13%	101.0%
長野県	12	11	0.30%	99.6%	熊本県	33	21	1.42%	96.1%	福岡市	0	0	0.00%	101.9%
岐阜県	12	12	0.31%	96.8%	大分県	13	11	0.58%	97.7%	熊本市	4	3	0.30%	95.4%
静岡県	17	15	0.45%	99.0%	宮崎県	30	17	1.26%	98.8%	豊能地区	13	13	1.08%	—
愛知県	90	42	0.91%	101.3%	鹿児島県	3	3	0.08%	99.4%	合計	1,031	744	0.47%	100.9%

(注1) 「義務標準法に基づく充足率」は、義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）に基づき算定される小中学校の定数に対する、校長・教諭等の充足率であり、全国平均は100.9%。

(注2) 「不足学校数」は1名以上の不足が発生している学校数を計上している。

教師の雇用形態別内訳

・ 5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（上表）およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳（下表）。

（2）学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員 (再任用以外)	再任用教員 (フルタイム)	再任用教員 (短時間)	臨時的任用教員	うち産休・育休 代替教員等	非常勤講師 (会計年度任用職員)	合計
小学校	320,871 (83.80%)	9,491 (2.48%)	2,878 (0.75%)	41,639 (10.88%)	17,664 (4.61%)	8,004 (2.09%)	382,883
中学校	179,594 (82.40%)	8,877 (4.07%)	1,447 (0.66%)	24,197 (11.10%)	5,992 (2.75%)	3,844 (1.76%)	217,959
高等学校	122,636 (79.20%)	11,747 (7.59%)	1,523 (0.98%)	13,526 (8.74%)	2,477 (1.60%)	5,416 (3.50%)	154,848
特別支援学校	63,052 (76.59%)	2,160 (2.62%)	482 (0.59%)	14,492 (17.60%)	3,502 (4.25%)	2,134 (2.59%)	82,320

（3）小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳（5月1日時点）

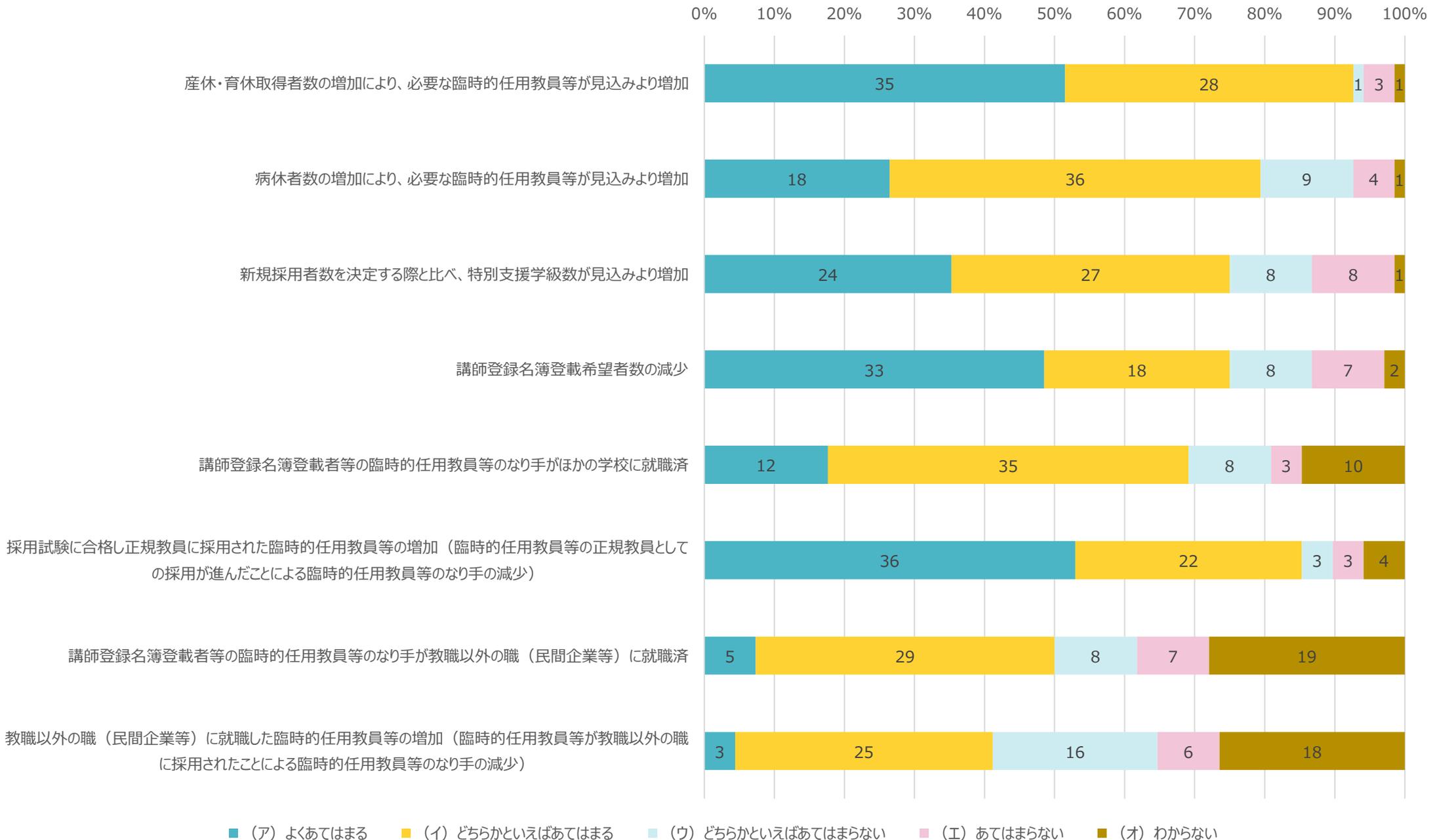
学校種	正規教員 (再任用以外)	再任用教員 (フルタイム)	臨時的任用教員	うち産休・育休 代替教員等	その他	合計
小学校の学級担任	234,629 (87.22%)	4,762 (1.77%)	29,364 (10.92%)	13,196 (4.91%)	264 (0.10%)	269,019
うち特別支援学級	43,110 (72.22%)	2,376 (3.98%)	14,095 (23.61%)	5,424 (9.09%)	113 (0.19%)	59,694
中学校の学級担任	99,008 (87.97%)	2,165 (1.92%)	11,323 (10.06%)	2,403 (2.14%)	55 (0.05%)	112,551
うち特別支援学級	17,898 (70.15%)	1,287 (5.04%)	6,293 (24.66%)	1,203 (4.72%)	36 (0.14%)	25,514

（注1）表中の（）内は合計に対する割合を表す。

（注2）「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。

「教師不足」の要因に対する各教育委員会の認識(1/2)

- 各教育委員会に対し、アンケートで教師不足の要因としてそれぞれの項目がどの程度当てはまるか、5段階での回答を求めたところ、以下の通り。



「教師不足」の要因に対する各教育委員会の認識(2/2)

